

長期給付

教職員の退職に伴う給付には、県から支給される退職手当及び恩給並びに共済組合の退職年金等の長期給付がある。

これらは、教職員の退職、死亡後の本人と遺族の生活保障に重要な役割を果たしており、逐年、各種の改善措置が講じられている。

特に、昭和五十四年度には、昭和三十

十七年の地方公務員等共済年金制度発足以来の大改正が行われた。

一 退職手当

退職手当は、県条例に基づき、教職員が退職又は死亡したとき、本人又は遺族に対して支給されるものである。

(一) 昭和五十四年度執行状況

昭和五十四年度における教職員に対する退職手当の支給状況は、表9のとおりであるが、勤しよう退職が五百二

二 恩給

恩給とは、昭和三十七年十二月一日十三件、自己都合退職（傷病、死亡、期限付き職員を含む）が四百四十八件で、支給合計は九百七十一件、百十五億五千四百九十万一千円となり、前年度に比べ、件数で二十一件、金額にして十九億七千七百三十七千円（二〇・六パーセント）の支出増となった。この要因として、給料月額のアップと退職手当受給者の増があげられる。

表8 昭和54年度短期給付額

種別	件数	金額(円)	組合員1人当たり給付額(円)	
法定給付	療養の給付	151,152	1,825,336,169	
	家族療養の給付	217,346	1,682,425,281	
	高額療養の給付	1,422	52,509,987	
	療養費	1,354	8,649,755	
	家族療養費	1,570	7,742,705	
	高額療養費	1,837	63,576,681	
	薬剤支給	9,404	39,151,560	
	看護料	51	2,445,071	
	移送料	4	85,245	
	小計	384,140	3,681,922,454	164,768
給付	出産費	368	58,047,946	
	配偶者出産費	243	30,393,160	
	育児手当金	592	1,420,800	
	埋葬料	57	14,207,884	
	家族埋葬料	161	31,695,783	
	傷病手当金	175	33,845,316	
	出産手当金	4	587,216	
	休業手当金			
	弔慰金	3	584,984	
	家族弔慰金	1	187,023	
	災害見舞金	14	5,362,602	
	小計	1,618	176,333,714	7,891
	法定給付合計	385,758	3,858,256,168	172,659
医療給付	家族療養費	105,122	276,190,100	
	入院附加金	2,381	12,474,900	
小計	107,503	288,665,000	12,917	
附加給付	出産費	368	3,945,280	
	配偶者出産費	243	4,043,778	
	育児手当金	592	3,552,000	
	埋葬料	54	837,328	
	家族埋葬料	161	2,571,815	
	傷病手当金	73	11,299,903	
	災害見舞金	20	4,046,229	
	結婚手当金	429	19,305,000	
	小計	1,940	49,601,533	2,219
	附加給付合計	109,443	338,266,533	15,137
短期給付総計	495,201	4,196,522,701	187,797	

表9 昭和54年度退職手当支給状況

退職事由	人員	支給額	左の前年度比	1人当たり支給額	左の前年度比
勤しよう	523	10,800,997,652	119.5	20,652,003	103.0
自己都合(傷病・死亡・期限付を含む)	448	753,903,201	140.5	1,682,820	156.5
計	971	11,554,900,853	120.6	11,900,001	118.0

(現行の共済組合法施行日)前に、退職した教職員に対して県から支給される年金である。

(一) 昭和五十四年度執行状況

昭和五十四年度における普通恩給、扶助料等の支出総額は、表10のとおりであるが、支出総額は二十八億七千九十一万円で、前年に比べ、九千七百一十一万一千円(三・六パーセント)の支出増となった。これを恩給、扶助料別で見ると、恩給が一・九パーセントの増、扶助料が八・一パーセントの増がみられる。

これは、遺族に対する処遇改善を恩給改善の重点事項の一つとして種々の